

中央防災会議
第2回防災基本計画専門調査会

防災施策の現状 説明資料

平成13年11月26日
消防庁

第2回防災基本計画専門調査会 防災施策の現状 資料目次

<u>1 防災における消防庁の役割</u>	1
… 消防庁は、防災に関する事務についての地方公共団体との連絡調整を受け持つ。	
<u>2 今後の防災施策推進の方向性</u>	2
… 災害や事故の態様が複雑多様化・大規模化の傾向を強める中で、地域住民の安全を確保するためには、地方公共団体の危機管理機能の強化が必要。	
<u>3 委員御指摘の事項について</u>	
(1) 災害対策における権利制限の実効性の確保	4
… 実践的な防災訓練の実施を積極的に支援するとともに、防災教育や実践的な防災情報の提供を通じ、災害応急対応時の権利制限等への住民の理解を図る。	
(2) 防災・危機管理に関する人材育成について	5
・ 地方公共団体の危機管理体制を強化するため専門的な人材の確保が重要。 ・ 住民一人一人が防災に対する理解を深め平時から防災力を高めることが重要。	
(3) ハザードマップの作成推進等について	6
… 住民への配布や住民と協力して防災マップを作成するなどにより、地域住民と防災情報の共有を図る。	
(4) 各省庁等による調査研究結果と防災対策との連携	7
・ 地方公共団体への各省庁調査研究内容の情報提供体制の構築。 ・ 大学等研究機関における防災研究の現状把握と政府の施策への反映	
(5) 事故災害の対応強化について	8
… 近年多発する事故災害に対し、各種事故災害に対する防災体制を強化。	
[参考] 阪神淡路大震災以降実施してきた防災施策	9

1 防災における消防庁の役割

消防庁は、総務省の外局として、防災に関する事務について、地方公共団体との連絡調整を受け持っている。

- 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事務（消防組織法第4条）

- ・ 地域防災計画の作成及び修正における内閣総理大臣への協議を受けること。
- ・ 都道府県知事から内閣総理大臣に対する災害に関する報告を受けること。
- ・ 災害対策基本法の解釈及び運用に関する地方公共団体への助言に関すること。
- ・ 地域防災計画の作成及び実施に関する地方公共団体への助言に関すること。

- 中央防災会議の事務のうち、主として地方公共団体に関する事務（中央防災会議幹事会運営規定第2条）

- ・ 地方防災会議等に対する勧告等
- ・ 地方公共団体の長等に対し、必要な協力を求めること。
- ・ 都道府県知事から災害の状況等について通報を受けること。
- ・ 地域防災計画に関すること。

※ 地域防災計画に関する地方公共団体への助言について別添1参照。

2 今後の防災施策推進の方向性

災害や事故の態様が複雑多様化・大規模化の傾向を強める中で、地域住民の安全を確保するためには、地方公共団体の危機管理機能の強化が必要。については従来からの施策に加え、次に例示するような点について当面の施策の展開を予定している。

(1) 地域における防災・危機管理体制の整備

阪神・淡路大震災後、地域防災体制の整備を推進してきたものの、近年大規模災害が頻発するとともに、東海地震についての逼迫性も高まっていることから、機動的かつ実践的な防災・危機管理体制の構築等による地方公共団体の更なる防災対策の強化が必要ではないか。

- 
- ① 防災に関する地方公共団体の組織体制、消防機関と防災機関の連携等のあり方の検討
 - ② 防災に関する専門的人材の育成を体系的に図る仕組みの構築
 - ③ 危機管理情報の市町村・都道府県の24時間連絡体制の構築

等、地方公共団体における防災・危機管理体制の整備を図る。

また、地域の防災対応力の向上のためには、住民との十分な連携が必要であることから、民間ボランティアや自主防災組織等の防災活動に関する環境整備方策についても検討していく。

(2) 広域応援機能の充実

災害の態様や規模に応じ、市町村の対応を越える災害については都道府県が、都道府県の対応を越える災害については国がそれぞれの役割を果たす基本的視点に立ちつつ、市町村、都道府県及び国の役割分担のあり方について検討していくことが必要ではないか。



地域の災害対策のバックアップ体制の強化、緊急消防援助隊への登録部隊の拡充、資機材の充実等、更なる広域応援機能の充実を図る(別添2、別添3参照)。

(3) 防災対策の充実に向けたノウハウの提供

各団体の防災に対する意識や防災対策の水準が団体により様々であり、国民の生命及び財産を守るという観点から、地域の災害対応力について検討する必要があるのではないか。



各団体の災害対応力の充実を図るとともに、
①高度情報通信システムの整備と防災情報の共有化の推進
②地域の災害対応力に関する自己評価の指針
等、地域の防災対策に関するノウハウの提供を行い得る方策について検討(別添4、別添5参照)。

3 委員御指摘の事項について

(1) 災害対策における権利制限の実効性の確保

災害時において、交通規制や警戒区域の設定等の権限が制度化されているにもかかわらず、実施にはそれに反する行為がなされ、機能しない場合も多いことから、実効性を確保すべき。

地方公共団体の災害応急対策の実効性の確保を図るため、実践的な防災訓練の実施を積極的に支援するとともに、防災教育や実践的な防災情報の提供を通じ、災害応急対応時の権利制限等への住民の理解を図る。

【背景】

災害や事故の態様の複雑多様化・大規模化や、重大事故・事件等の人为的災害の増大を踏まえると、災害対策基本法の枠組みの機動的かつ実践的な運用が今後の課題。

【実践的な防災訓練の実施】

地方公共団体の実施する応急対策においては、従事命令、応急公用負担等相当の権限が付与されている(別添6参照)が、これらを災害時に適切に活用し運用していくことが重要であり、日頃から各団体のとるべき措置(権限・責務)に習熟しておくため、図上訓練等の実践的な防災訓練の実施を積極的に支援していく。

【権利制限に対する住民の理解】

また、災害応急対策の実効性の確保には、防災教育等を通じた住民の理解と協力が不可欠。災害時の行動マニュアル等防災に関する実践的な情報を住民に積極的に提供し、災害応急対応時の個人の行動がもたらす影響に認識を深めるとともに、従事命令、公用負担等の権利制限に対する理解を図る。

<災害図上訓練の実施例>

コントローラー (訓練を仕掛ける側)

住民、医療機関などの役割を演じ、プレーヤーに状況を与え、訓練を進行させる。
(役割例)

- ・助けを求める住民
- ・市町村の出先機関や避難所・テレビや新聞などの報道

対処

規定

プレーヤー (訓練を受ける側)

災害対策本部のスタッフの役割を演じ、コントローラーから与えられる状況に対し、活動を開く。

3 委員御指摘の事項について

(2) 防災・危機管理に関する人材育成について

防災・危機管理に関する識見を有する人材の育成、訓練等を充実させるべきではないか。

I 防災関係職員の育成

災害応急対策に関して一次的に対応にあたる地方公共団体の危機管理体制を強化するためには、それを支える専門的な人材の育成確保が重要であり、既存の教育・研修制度との連携を保ちつつ人材育成を体系的に図る仕組みを構築。

【背景】(別添7参照)

- (1) 市町村、都道府県の防災担当職員のうち災害対応任務に専任している職員が少ない
 - (2) 図上訓練等の実践的な危機管理演習に関する経験が不足している
 - (3) 他の機関や団体が有する体制や装備等についての情報共有が不十分
 - (4) 危機管理分野の専門性を涵養できるような講座の開設や専門の訓練等体系的な危機管理教育訓練の仕組みがない
- などの問題があり、今後早急に地方公共団体における危機管理の専門性を高める必要。

【具体的施策】

- ① 地方公共団体の研修制度の活用 (別添8参照)
- ② 大学の防災講座等との連携 (別添9, 10参照)
- ③ 消防大学校など国の研修機関の充実 (別添11参照)
- ④ 望ましい防災担当職員の教育に関するカリキュラムの検討 など

II 住民に対する防災教育

地域の防災力を高めるためには、住民一人一人が防災に対する理解を深め、平時から防災力を高めておくことが重要。

【具体的施策】

- ① 一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の機会の提供(別添12参照)
- ② 学校教育での防災教育の充実
- ③ 防災に関する教材(副読本)の充実 (別添13, 14参照)
- ④ 消防防災支援要員の活用等も含め災害に強い自立した個人の育成を支援

3 委員御指摘の事項について

(3) ハザードマップの作成推進等について

ハザードマップの作成を推進するとともに、防災計画へ盛り込むなど、より実効性のあるものにしていくべきではないか。

- ・平常時から、地域の災害履歴等を周知していくとともに、住民と協力して防災マップを作成し、配布していくなどにより、地域住民と防災情報の共有を図り、防災意識を高めていくことが重要。

(事例)

・地方公共団体のハザードマップの作成、住民への公表

○ 土砂災害危険図（広島市：平成12年6月）（別添15参照）

平成11年6月末の豪雨災害による土砂災害等の発生により、38名の死者が出たことを踏まえ、住民に危険箇所を周知してもらうため作成

○ 神田川流域浸水予想区域図（東京都：平成13年8月）（別添16参照）

神田川において洪水が発生した場合の危険地域を住民に周知するため作成

・住民と協力した防災マップの作成

地域住民による防災マップづくり（東京都杉並区、学校地域防災連絡会）

学校地域防災連絡会を中心とした地域住民が、まち歩きマップを作ることにより、生きた防災知識を身につけ、実際に災害が発生した場合に「どの地域が火災に弱い」「どこが避難経路に適している」といった災害のイメージを持つことができる。

（作成方法）

- ① 打ち合わせ 講師がマップの作成方法を説明
- ② まち歩き まちを歩き、防災上役立つ資機材、場所や危険箇所を記録
- ③ マップ作成 住宅地図に情報を記入して作成
- ④ 報告会 作成した地図を見ながら他の参加者との意見交換

- ・最近ではG+Sを活用し、簡易な操作で災害関連情報（災害危険箇所、避難所等）を住民に提供できる方策について検討する動き
- ・地域のハザードマップ作成支援などについて消防防災支援要員を活用

3 委員御指摘の事項について

(4) 各省庁等による調査研究結果と防災対策との連携について

各省庁及びその所管する各機関が実施する各種の災害関連の調査研究結果を今後の防災対策に的確に結びつける方策について検討するとともに、専門的事項を含む研究結果を一般国民に情報提供する方法について、更に検討すべきではないか。

今後の課題

- ・地方公共団体への各省庁調査研究内容の情報提供体制の構築
- ・大学等研究機関における防災研究の現状把握と政府の施策への反映

(平成12年度とりまとめられた消防庁防災課関係調査研究報告書)

- 豪雨災害に係る災害情報の収集・伝達方法に関する調査検討報告書
- 地域住民等に対する防災情報の効果的な提供に関する事例集
- 地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル

(平成13年度消防庁防災関係調査研究)

- 地方公共団体の防災体制のあり方に関する調査検討
- コミュニティ防災推進委員会（自主防災活動等への青少年参加の検討）

(消防庁の調査研究報告書の取扱い)

- 調査研究報告書を地方公共団体に配布
- 特に周知すべき報告書の概要について防災担当課長会議等で周知

3 委員御指摘の事項について

(5) 事故災害の対応強化について

複雑・大規模化している事故災害について、それぞれの特性を踏まえ、必要な装備、資機材等の整備等、防災体制の強化を検討すべきではないか。

近年多発する事故災害に対し、各種事故災害に対する防災体制を強化。

事故災害名	今後の防災体制の強化対策
石油コンビナート災害	石油コンビナート災害の対応強化として、防災アセスメントの実施を推進し、また、石油コンビナート等特別防災区域における地域情報管理システムの開発を検討。
原子力災害	原子力災害の対応強化として、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は見直しを図るよう要請。
大規模火災	<ul style="list-style-type: none">・火災原因調査の調査体制の強化・調査技能の向上・放火されない環境づくり・放火による被害の局限化・高齢化社会における住宅防火安全度の向上・住宅防火情報の提供・高度な消防防災システムの整備・防火管理体制の充実化
危険物災害	<ul style="list-style-type: none">・事故事例の分析体制の強化・新規危険性物質の早期把握・評価体制の確立・危険物災害等情報システムの充実・強化
雑踏事故災害	地方公共団体における行事主催者等との事前連絡調整を含む関係機関との連携強化による的確な消防活動の実施
生物・化学テロ	<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体に対し、危機管理体制の強化、関係機関との連携、訓練の実施等を要請・消防職員、団員に対する教育を実施予定・テロ災害対応資機材等を緊急消防援助隊等に整備

阪神淡路大震災を踏まえ消防庁が講じてきた主な施策

区分	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
予算 関連	<ul style="list-style-type: none"> ・消防防災施設設備の災害復旧事業費計上(12,45億円) ・画像伝送システム等の補助金額計(152,44億円) ・防災対策を含め、地方基盤事業の追加(200億円) ・震度情報ネットワーク整備補助会の創設(92,34億円) ・防災情報システム、消火研修施設の整備費 ・防災基盤整備等の整備で地方単独事業追加(3000億円) ・緊急防災基盤整備事業創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・画像伝送システム等の補助金額計上(202,95億円) ・耐震性貯水槽等の補助金(14.5億円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災開拓補助金計上(202,96億円) ・地方財政対策で緊急防災基盤整備事業(3000億円) ・上水道安全対策事業(880億円) ・防災対策強化経費 ・ソフト事業一(210億円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災開拓補助金計上(188,02億円) ・地方財政対策で緊急防災基盤整備事業(15億円) ・消防団基盤緊急組合整備事業等を創設(42,98億円) ・地方財政対策で緊急防災基盤整備事業(2840億円) ・上水道安全対策事業(785億円) ・防災対策強化経費 ・ソフト事業一(212億円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災開拓補助金計上(180億円) ・地方財政対策で緊急防災基盤整備事業(2820億円) ・防災対策強化経費 ・ソフト事業一(215億円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災開拓補助金計上(188,7億円) ・地方財政対策で緊急防災基盤整備事業(2550億円) ・防災対策強化経費 ・ソフト事業一(218億円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災開拓補助金計上(190億円) ・地方財政対策で緊急防災基盤整備事業(1100億円) ・防災対策強化経費 ・ソフト事業一(218億円) 	
制度 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・特定被災地方公共団体に施設等の復旧に要する経費の特別措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・災対法一部改正(災害時の交通規制等) ・地震防災対策特別措置法の制定 ・消防組織法一部改正(消防広域化推進等) ・震対法及び大震法一部改正(防災体制の強化等) 						
防災 体制 の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・震度情報ネットワーク、画像伝送システム等の導入 ・防災基本計画の修正(災害の種類に応じた対応等全面改正) ・市町村地域防災計画に関する見直しを指導 ・緊急消防援助隊創設 ・航空消防防災体制の強化(ヘリの積極的配備を促進、10年度末で66機) ・広域防災応援体制の強化 ・簡易型地震被害想定マップの開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報室の設置 ・自治省消防庁防災基本計画の修正 ・都道府県地域防災計画に関する見直しを指導 ・地震防災緊急事業五箇年計画作成指導 ・ヘリに関する地方団体間の連絡促進を目的とした全国航空消防防災協議会発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画の修正(海上災害原子力災害等の追加) ・活断層データ、地質データ等の作成 			<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画に関する見直しを指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災に係る強化する地震防災対策検討委員会を設置し、講じられた施策、今後の対応等について等について調査検討 ・阪神・淡路大震災開拓データベースの構築 ・緊急消防援助隊の登録部隊の新設等の拡充 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・「防災とむかう日」創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災まちづくり大賞の創設 					

中央防災会議
第2回防災基本計画専門調査会

防災施策の現状 参考資料

平成13年11月26日
消防庁

第2回防災基本計画専門調査会 防災施策の現状 参考目次

[別添 1] 地域防災計画の見直し等に関する事項について	1
[別添 2] 緊急消防援助隊の役割、体制	3
[別添 3] 平成13年度緊急消防援助隊ブロック合同訓練	4
[別添 4] 総合的な防災体制評価指針の作成	5
[別添 5] F E M A 危機管理対応能力評価（C A R）（抄）	6
[別添 6] 災害対策基本法における権限と責務	7
[別添 7] 防災・危機管理に関する人材育成に関する地方公共団体の状況	10
[別添 8] 防災・危機管理に関する人材育成研修の事例（1） ～阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称）における人材育成～	11
[別添 9] 防災・危機管理に関する人材育成研修の事例（2） ～防災総合講座における人材育成（静岡県防災士）～	12
[別添 10] 防災・危機管理に関する人材育成研修の事例（3） ～富士常葉大学環境防災学部～	13
[別添 11] 防災・危機管理に関する人材育成研修の事例（4） ～消防大学校～	14
[別添 12] 防災・危機管理に関する人材育成研修の事例（5） ～連邦危機管理庁（F E M A）における人材育成～	15
[別添 13] 防災に関する教材（副読本）の事例 ～しあわせ はこぼう（小学校1・2・3年用）～	16
[別添 14] 防災に関する教材（副読本）の事例 ～幸せ 運ぼう（中学校用）～	17
[別添 15] 土砂災害危険図	18
[別添 16] 浸水予想区域図	19

(参考) 地方公共団体への助言

地域防災計画の見直し等に関する事項について

(1) 地域防災計画の実効性の確保

地域防災計画は、地方公共団体の災害対策の基本となるものであることから、その実効性を高めるため、防災関係機関と十分協議のうえ、地域に即したより具体的かつ実践的な内容となるよう努めること。

(2) 災害危険箇所の点検、周知徹底

地域の気象、地形、地盤等の自然的条件、集落、公共施設等の社会的条件、災害履歴及び土地利用の変遷等を勘案しつつ、地域の災害危険性を把握し、地域住民に周知徹底を図ること。

(3) 初動体制の確立

休日、夜間等においても職員の参集及び連絡が適切に対応できる体制を整備すること。

(4) 情報収集・伝達体制の整備

災害時において、情報の収集及び伝達を迅速かつ適切に行うため、休日、夜間も含め、防災関係機関相互間及び住民に対する情報の収集・伝達体制を整備すること。

(5) 避難体制の整備

危険が切迫する前に十分な余裕をもって避難勧告・指示を行うことができるよう、避難勧告・指示を行う場合の基準として、例えば、降雨量、河川の水位など具体的なものを定め、その明確化を図ること。

また、避難勧告・指示の伝達は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達すること。

避難路、避難所について、災害時に十分使用できるよう、その安全性について再度、点検を行うこと。

(6) 応援体制の強化

地方公共団体間の広域応援について、円滑に実施できる体制となっていること。

また、災害時、自衛隊、消防、警察等防災関係機関が迅速かつ効果的に活動できるよう、平常時から連携強化を図ること。

(7) 被災者の収容、物資等の調達

被害想定に基づく被災者に対応できる避難所及び生活必需品が確保されていること。

(8) 防災知識の普及啓発

住民等に対し、パンフレット等の配布、インターネットの利用、説明会の開催等により、災害に関する知識の普及啓発に努めること。

(9) 防災訓練の実施

消防、警察、自衛隊等防災関係機関の密接な連携のもとに、住民も参加した実践的な防災訓練を定期的に実施すること。

(10) 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の育成、活動環境の整備を促進するなど地域住民による自主防災活動の推進に努めること。

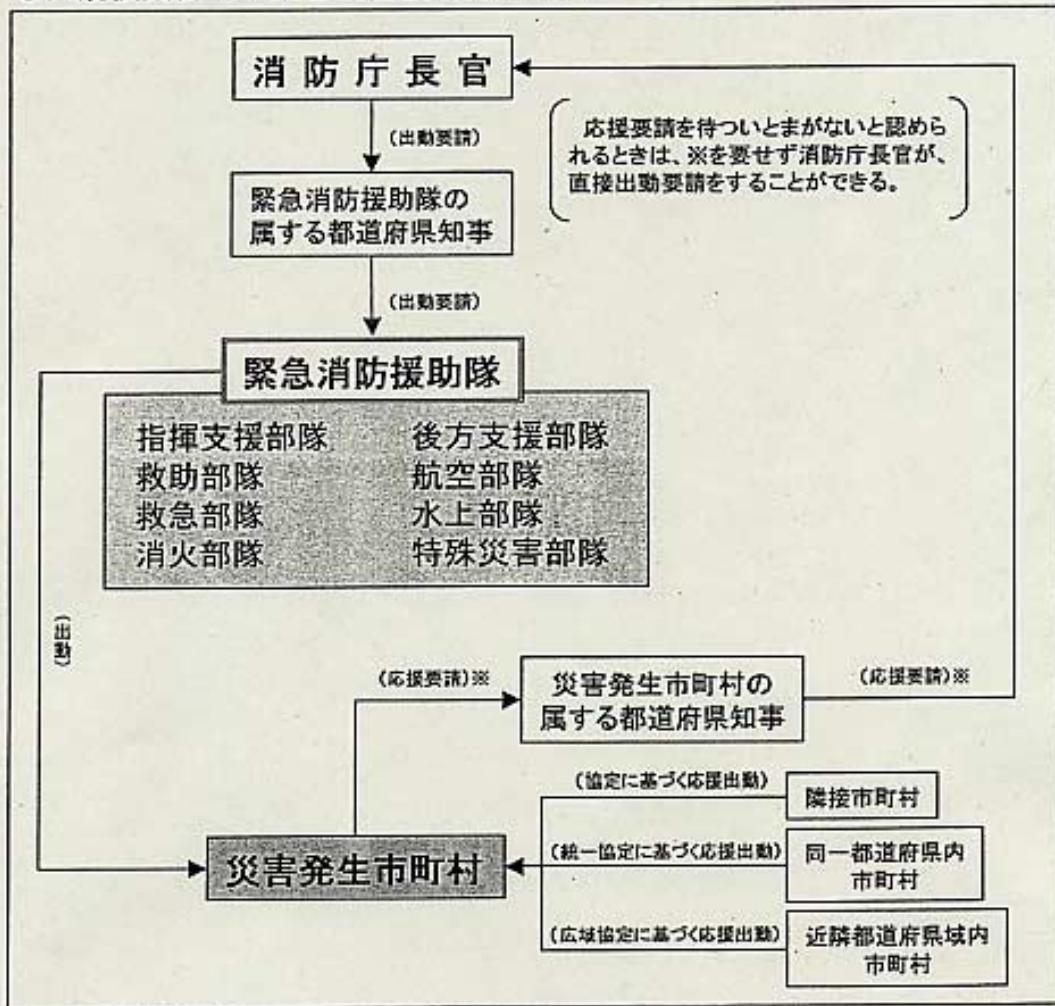
(11) 災害ボランティアの活動環境整備

平當時からの災害ボランティアとの連携、災害時における受け入れ体制の整備等災害ボランティアの活動環境の整備に努めること。

■ 緊急消防援助隊の役割、体制

緊急消防援助隊は、大規模災害の発生に際して、迅速な情報収集、消火、救出・救助等を行うため、全国から高度な資機材を装備した救助隊等が出動し効果的な消防応援活動を行う体制を確立することを目的として、平成7年に全国の消防機関による緊急消防援助隊が創設された。規模は、部隊数1,785(構成員2万6,000人)となっている。

○大規模災害時の緊急消防援助隊の対応



平成13年度緊急消防援助隊
ブロック合同訓練



関東ブロック合同訓練(H13.10.17)



中部・近畿ブロック合同訓練(H13.10.31)

■総合的な防災体制評価指針の作成

1. 趣旨・目的

地方公共団体の災害対応力の充実を図るために、まず地方公共団体がその地域の災害リスクの実態及び防災体制の現状を把握する必要がある。そして、その結果について、住民と情報を共有しつつ、一体となってその向上に努めていくことが重要である。

そこで、地方公共団体の防災に対する取り組みを総合的に自己評価できる指針を作成し、今後の災害対応力充実に向けて活用する。

2. 施策の概要

都道府県、市町村による地域防災計画に基づく総合的な防災体制の実態を自己評価する指針を作成する。

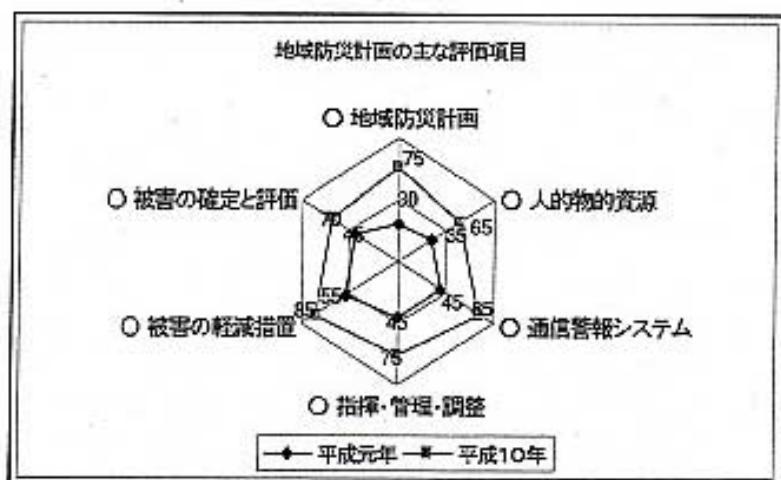
評価項目は、地域の危険度評価、災害対策本部体制、地域住民の活動等を想定し、各項目の評価を数値化することとする。

また、指標作成に当たっては、阪神・淡路大震災をはじめ、茨城県東海村の核燃料加工会社JCO東海事業所で起きた臨界事故などの過去の災害・事故での対応、反省点などを反映させるほか、FEMAにおいて、昨年、危機管理対応能力評価(Capability Assessment for Readiness:CAR)を作成しており、これらも参考としていく。

評価のイメージ

<評価項目例>

- 地域防災計画
- 人的物的資源
- 通信警報システム
- 指揮・管理・調整
- 被害の軽減措置
- 被害の確定と評価
- 等



FEMA 危機管理対応能力評価(Capability Assessment for Readiness : CAR) (抄)

〈危険の特定と危険評価〉

1 州政府は管轄区域内の自然環境上、科学技術上及び人工的危険についてその性質と危険の程度を特定し、評価する仕組みを有しているか。

- ・ 州政府はその危険と危険の発生の可能性を特定しているか。
- ・ 郡やコミュニティ当局により確認されている危険について、州政府の危険特定プロセスに組み込まれているか。
- ・ 連邦政府により確認されている危険について、州政府の危険特定プロセスに組み込まれているか。
- ・ プライベートセクターにより確認されている危険について、州政府の危険特定プロセスに組み込まれているか。

2 州政府は特定された危険に対する住民の生命、財産の脆弱性と危険性について的確に評価を行っているか。

- ・ 重要施設、居住・商業施設、ライフライン、交通、産業施設などのデータを体系的に関係方面から収集し、特定の危険に対して生じるリスクの評価を行っているか。
- ・ 各種人口統計（昼夜間人口、交通状況、季節人口移動、特定の配慮が必要な人口）を公的私的セクターから収集し、特定の危険に対して生じるリスクの評価を行っているか。
- ・ ライフサイクルの変化状況を的確に把握し、人口統計や各種データが定期的にアップデートできる仕組みを導入しているか。
- ・ 危険情報あるいは危険情報へのアクセスが、州の住民や機関、地方政府、公的私的の各種団体に適切に提供されているか。
- ・ 州政府は科学的に的確な危険度評価を行っているか。
- ・ 危険度評価はすべての災害に関し、歴史的事実を踏まえたものとなっているか。
- ・ 危険の特定と危険度評価は州政府や地方公共団体による中長期的被害軽減計画や危機管理計画の策定の基礎として活用されているか。プライベートセクターにおいても活用されているか。
- ・ 州政府は、特定された個別リスクの測定のためにG I Sを活用しているか。
- ・ 危険の特定と危険度評価は州政府、地方公共団体、プライベートセクターの長期的資本投資の上で参考とされているか。

【各評価項目に対して6段階（1, 2, 3, 4, 5, NA）で評価】

災害対策基本法における市町村の権限と責務

【責務】

- 1 災害に関する情報の収集及び伝達（51）
- 2 災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要の報告（53）

【報告事項】

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（人、家屋、田畠、道路決壊箇所等）
- (5) 災害に対してとられた措置
- 3 災害に関する予報又は警報の伝達（56）
- 4 消防機関、水防団に対する出動準備、出動命令（58）
- 5 災害の発生防御・拡大防止に必要な応急措置の実施（62①）

【応急措置の根拠法】

- ・消防法・水防法・水難救助法・行旅病人及行旅死亡人取扱法
- ・石油コンビナート等災害防止法等

- 6 他の市町村長からの応急措置実施の応援要求に応える義務（67①）

【権限】

- 1 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置（23）
- 2 地方支分部局や指定公共機関（NTT、JR等）に対する職員派遣の要請（29②）
- 3 通信設備の優先利用、監察・消防無線等の使用（57）
放送事業者等に対し災害に関する放送を行うことを要求（〃）
- 4 災害を拡大するおそれのある設備・物件（危険物施設等）の除去、保安その他必要な措置の指示（59①）
- 5 避難のための立ち退きの勧告、指示（60①）
- 6 警戒区域の設定による立入の制限・禁止・退去命令（63①）
※ 従わなかった者に対しては十万元以下の罰金又は拘留（116）
- 7 市町村区域内の土地、建物等の一時使用・収用（64①）
- 8 応急措置の実施の支障となる工作物等の除去（64②）
- 9 住民等に対する応急措置業務への従事命令（65①）
※ 正当な理由がなく応じなかった者に対しては騒犯罪法第1条第8号（拘留又は科料）の適用。
- ※ 他の法律に特別の定めがあるものを除き、地域内のあらゆる災害の応急措置について、市町村内の住民又は現場にいるものに対して行使できる
- 10 他の市町村長等に対する応援の要求（67①）
- 11 都道府県知事等に対する応援の要求又は応急措置実施の要請（68①）
- 12 都道府県知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求（68の2①）
- 13 防衛庁長官に対する災害状況の通知（68の2②）
※ → 自衛隊の自主派遣
- 14 公有財産の無償貸付け（86②）

別添
6

災害対策基本法における都道府県の権限と責務

【責務】

- 1 災害に関する情報の収集及び伝達 (5 1)
- 2 災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要の報告 (5 3)
〔報告事項〕
 - (1) 災害の原因
 - (2) 災害が発生した日時
 - (3) 災害が発生した場所又は地域
 - (4) 被害の程度 (人、家屋、田畠、道路陥没箇所等)
 - (5) 災害に対してとられた措置
- 3 災害に関する予報又は警報の通知 (5 5)
- 4 市町村長からの応急措置実施の応援要求又は実施要請を受ける義務 (6 8②)
- 5 災害の発生防衛・拡大防止に必要な応急措置の実施 (7 0①)
〔応急措置の例〕
 - (1) 災害救助法に基づく救助 (収容施設の供与、医療、食品・被服等の供与、生業に必要な資金の給与・貸与、埋葬等)
 - (2) 河川法に基づく洪水時等における緊急措置 (土地や車両等の一時使用、従事命令等)
 - (3) 道路法・土地改良法に基づく災害時における土地や車両等の一時使用
 - (4) 伝染病予防法に基づく防疫措置
 - (5) 自衛隊法に基づく災害出動要請
- 6 市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるための調整 (7 0①)
関係機関 (各省庁等) に対して、応急措置の実施の要請 (7 0③)
- 7 市町村が事務を行うことができなくなったときの応急措置の代行 (7 3①)
〔応急措置の代行の例〕
 - (1) 警戒区域の設定による立入の制限・禁止・退去命令
 - (2) 人的・物的応急公用負担
- 8 他の都道府県知事からの応急措置実施の応援要求に応える義務 (7 4①)

【権限】

- 1 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置 (2 3)
- 2 国、地方支分部局や指定公共機関 (NTT、JR等) に対する職員派遣の要請 (2 9①)
- 3 国に対する國や地方支分部局等の職員派遣のあっせんの要求 (3 0①)
- 4 通信設備の優先利用、警察・消防無線等の使用 (5 7)
放送事業者等に対し災害に関する放送を行うことを要求 (〃)
- 5 国や地方支分部局等に対する応急措置の実施の要請 (7 0③)
- 6 従事命令、協力命令、保管命令 (7 1)
※ 従わなかった者に対しては六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金 (1 1③)
 - (1) 命令の内容
 - ①災害を受けた児童及び生徒の応急の教育
 - ②施設及び設備の復旧
 - ③消毒、防疫その他の保健衛生
 - ④犯罪の予防、交通の規制等災害地における社会秩序の維持
 - ⑤緊急輸送の確保
 - ⑥災害の発生の防衛又は拡大の防止 (警察の派遣、避難勧告布示、消火、水栓、救難、救助に關する事項を除く)
 - (2) 対象者
医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、助産婦、看護婦、土木・建築技術者、大工、土木・建築業者、地方鉄道事業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送事業者、鴻鴻運送業者等
 - 7 市町村長に対する応急措置の実施について必要な指示 (7 2①)
 - 8 市町村長に対する他の市町村長を応援すべきことの指示 (7 2①)
 - 9 他の都道府県知事等に対する応援の要求 (7 4①)
 - 10 自衛隊に対する災害派遣要請 (自衛隊法8 3①)
 - 12 公有財産の無償貸付け (8 6②)

災害対策基本法における国の権限と責務

【責務】

- 1 都道府県及び市町村からの要請に基づく職員の派遣義務（31）
- 2 災害応急対策の実施（50②）
- 3 災害に関する情報の収集及び伝達（51）

【権限】

- 1 非常災害対策本部及び現地災害対策本部の設置（24①、25⑥）
- 2 聚急災害対策本部及び現地災害対策本部の設置（28の2①、28の3⑥）
- 3 国有財産の無償貸付け（86①）

防災・危機管理に関する人材育成に関する 地方公共団体の状況

都道府県における防災担当職員に対する防災研修の実施状況（平成13年8月現在）
(都道府県の防災体制の現状及び整備方策に関する調査結果より 消防庁調べ)

防災研修を実施している都道府県は、33団体であり、その内容は、システムの端末操作に関するもの、団体の防災体制に関するもの等となっている。

今後の課題としては、「一方的な講義にならない受講者参加型の講義の実施」、「地方公共団体が参加できる国による防災研修の創設」等が挙げられている。

また、研修を実施していない14団体のうち、11団体が「必要性は実感しているが、やり方が分からぬ」状況である。

- 防災担当職員に対し、防災研修を実施している都道府県 . . . 33団体
- 研修の内容 県の防災体制（16団体）、防災情報システムの端末操作（9団体）等

○今後の課題

- ・一方的な講義ではなく、意見を交換しあう場も必要
- ・防災担当職員以外の職員に対する研修
- ・国による研修制度の創設（消防大学校など国の研修機関の活用）
- ・より専門的な研修の導入 等

○研修を行わない団体（14団体）の状況

- ・研修は必要と考えているが、どのような方法がよいか分からぬ（11団体）

防災・危機管理に関する人材育成研修の事例（1）

～阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称）における人材育成～

平成14年春から、阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称）がオープンする。（（財）阪神・淡路大震災記念協会 運営）この中で、防災担当職員の資質向上を図るため、災害対策専門研修を行う。

（災害対策専門研修概要）

○ 趣旨

政府関係機関、各都道府県、公共機関等の防災担当職員の資質向上を図る。

○ 研修内容・カリキュラム（案）

コース	対象者	人数	研修期間	内 容
トップマネジメントコース	<u>全国の都道府県知事、市町村長など、災害対策本部長又はそれに準ずる者</u>	20名程度	1～2日	地方公共団体の首長等としての危機管理意識と対応能力の向上を図る。 大規模災害時の <u>トップマネジメント</u> に重点を置いたカリキュラムとする。
マネジメントコース（Aコース）	<u>政府関係機関、地方公共団体、公共機関の管理職員等災害発生時の応急対応の指揮者となりうる者</u>	20名程度	2週間	実践面を重視した教育訓練カリキュラムによる研修。 災害発生時の防災事務責任者として必要な能力を身につける。
マネジメントコース（Bコース）	<u>上記のうち経験年数が浅い者及び上記に準ずる者</u>	20名程度	3週間	災害対策を実施するために必要となる知識、技術を体系的に身につけさせることにより、防災力の向上を図る。

防災・危機管理に関する人材育成研修の事例（2）

～防災総合講座における人材育成（静岡県防災士）～

平成8年から12年の間、地震、台風、大雨等による大規模災害に関する専門的知識を体系的に修得した人材を育成するため、静岡県立大学において静岡県主催による防災総合講座を開催した。講座修了者には、「静岡県防災士」の称号を付与した（「静岡県防災士」所持者 236人）。

（平成12年度事業概要）

主 催 者	静岡県、（財）静岡総合研究機構
実 施 会 場	静岡県立大学
実 施 期 間	平成12年5月8日～7月19日（53日間）
科 目 構 成	12科目144講義 災害論／地震予知論／都市災害論／地域防災論／防災行政論／ 災害社会学／危機管理論／災害情報論／災害心理学／災害調査論／ ボランティア論／災害とマスコミ その他 屋外研修、施設見学などを実施
受 講 生	52名（県職員、市町村職員、ライフライン関係者 等）
修了者への 称号の付与	防災の専門知識等を修得した者であることを社会的に認知するため、「静岡県防災士」の称号を県知事名で付与 (静岡県防災士の活動の場) 防災士の活動の場としては、その所属する団体や組織を第一とすると考えている。行政や企業・団体、自主防災組織等の組織に所属する防災士は、それぞれの所属において活動が可能であり、それ以外にも、地域社会等における自主的な活動が考えられる。

防災・危機管理に関する人材育成の事例（3）

～富士常葉大学環境防災学部～

平成12年から、富士常葉大学では、環境防災学部を設立し、環境防災の専門家を育成している。

富士常葉大学

○ 環境防災学部

環境防災学部では、「防災マネジメントコース」、「環境マネジメントコース」「環境復元コース」に分かれており、このうち、「防災マネジメントコース」において、防災の専門家を育成している。

また、演習では、野外演習や図上訓練などを実施することとしている。

○ カリキュラム（防災マネジメントコース）

<u>共通科目</u>	<u>防災マネジメント（選択コース）</u>
エコシステム	災害時の行動
地下水と環境	危機管理と緊急対応
これからの環境と生活	防災情報
食品の安全保障	防災地理情報
環境の歴史／事例	地域防災計画
災害の歴史／事例	都市防災システム
災害と情報	災害復旧と復興計画
	災害予測と防災体制
	災害時医療システム
<u>環境防災を考える分野</u>	災害の調査
生態系の構造	巨大災害論
環境の実態と保全	地域の災害
環境の調査	自主防災組織
環境情報・画像の処理	防災行政・法規
人間社会と環境	防災実習
廃棄物対策	防災教育・訓練
環境測定と評価	防災ボランティア
環境と政治力学	
災害発生のメカニズム	
地球のダイナミクス	
防災の技術	
災害と人間社会	
	<u>総合科目</u>
	演習

防災・危機管理に関する人材育成の事例（4）

～消防大学校～

消防大学校では、地方公共団体の防災責任者等に対し、危機管理（大規模災害発生時に係る災害対策活動）講習会を実施している。

（危機管理講習会）

○ 目的

地震等の大規模災害発生時に必要とされる緊急災害対策活動を有効に展開できるようにするため、地方公共団体の防災責任者等に対し、大規模災害発生直後の対策活動とそれに必要な事前準備について習得すること。

○ 受講者

地方公共団体の防災責任者及び防災担当者、消防職員

○ 受講期間

9日間

○ 講習科目（平成13年度版）

- (1) 災害と気象
- (2) 集中豪雨に対する危機管理
- (3) 災害時医療における危機管理と消防の連携
- (4) 企業における危機管理の考え方
- (5) 防災情報通信
- (6) 実効性のある防災訓練
- (7) 有珠山・三宅島に学ぶ消防対策
- (8) 防災まちづくりについて
- (9) 市民とボランティアの災害対策活動
- (10) 危機管理演習
- (11) 阪神・淡路大震災の教訓と今後の消防対応を考える
- (12) 大規模災害等対応指揮訓練

防災・危機管理に関する人材育成の事例（5）

～連邦危機管理庁（FEMA）における人材育成～

連邦危機管理庁防災研修所（FEMA/EMI）

Federal Emergency Management Agency / Emergency Management Institute

FEMAの災害研修センター（NETC）内に防災教育研修機関として防災研修所（EMI）があり、連邦・州・郡・市職員や一般市民に対する防災教育を実施している。

○ 組織

連邦危機管理庁消防局が運営する災害研修センター内に、消防大学校と併設される形で防災研修所がある。

○ 開校

1981年1月

○ 研修対象者及び受講者数

連邦政府、州、都市の職員、ボランティア関係者、一般市民。

宿泊研修5,500人、通学研修約10万人が受講しているほか、数万人が独立研修コースや衛星回線を用いた家庭での緊急事態教育ネットワーク(EENET)を通じた通信教育プログラムを利用。

○ カリキュラム

1. 模擬演習と訓練

防災行政幹部、公共企画担当者、州や都市の地域活動を行っている機関の担当者を対象とした広域防災訓練に関する研修カリキュラム。このカリキュラムは、主に図上演習を取り入れ、研修参加者が一同に会して実施される。

2. 応急対応と復旧

災害時における対応組織の運営方法、連邦政府、州、都市の間の調整方法や情報の取り扱い方について研修するとともに、復旧時の各種業務に関する研修カリキュラム。

3. 被害軽減

連邦政府、州、郡市の職員や個人企画の従業員等を対象に、地震、洪水、竜巻、ダム崩壊、土砂崩れ、ハリケーン等の自然災害に関する人的、財産的な危険性を事前に回避する方策の研修カリキュラム。

4. 防災準備

防災行政に携わる幹部やトップレベルを対象に、防災計画の企画・立案方策、防災施設の整備方策、訓練手法、適切な防災施策開発に関する研修カリキュラム。

(注) FEMAの高度防災教育推進の成果もあり、現在では全米43以上の大学で危機管理に関する講座が設けられている。

防災に関する教材（副読本）の事例

- しあわせ はこぼう（小学校1・2・3年用）（抜粋）
神戸市教育委員会作成

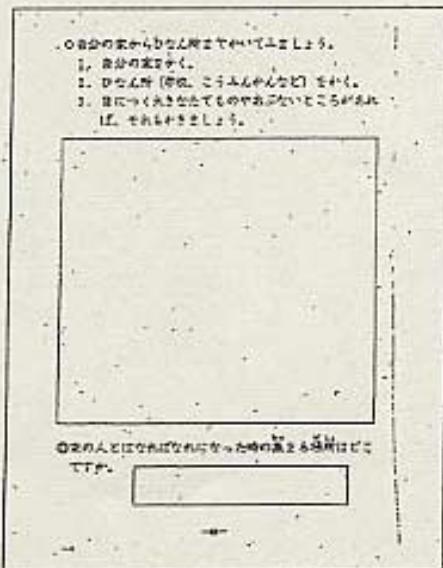
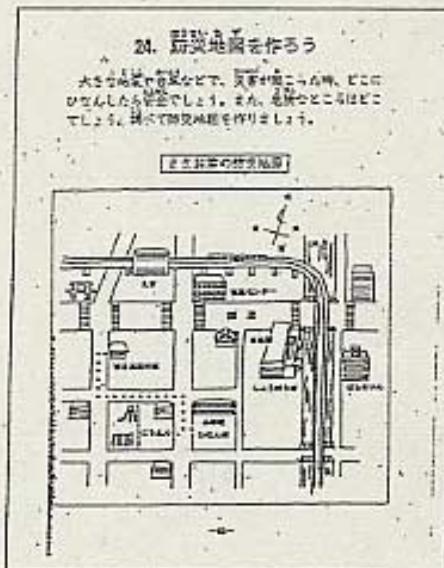
(表紙)



(どうして地震はおこるの？)



(防災地図を作ろう)



))

防災に関する教材（副読本）の事例

○ 幸せ 運ぼう（中学校用）（抜粹）

神戸市教育委員会作成

(表紙)



(神戸の災害の歴史)



(こんなときどうする？～防災シミュレーション～)



土砂災害危険図

避難システムについて

降雨時には、次の5つの段階で、市は必要な対応を行います。これを参考にして市民の方々も行動してください。ここでは、土砂災害に関する避難システムについて説明します。

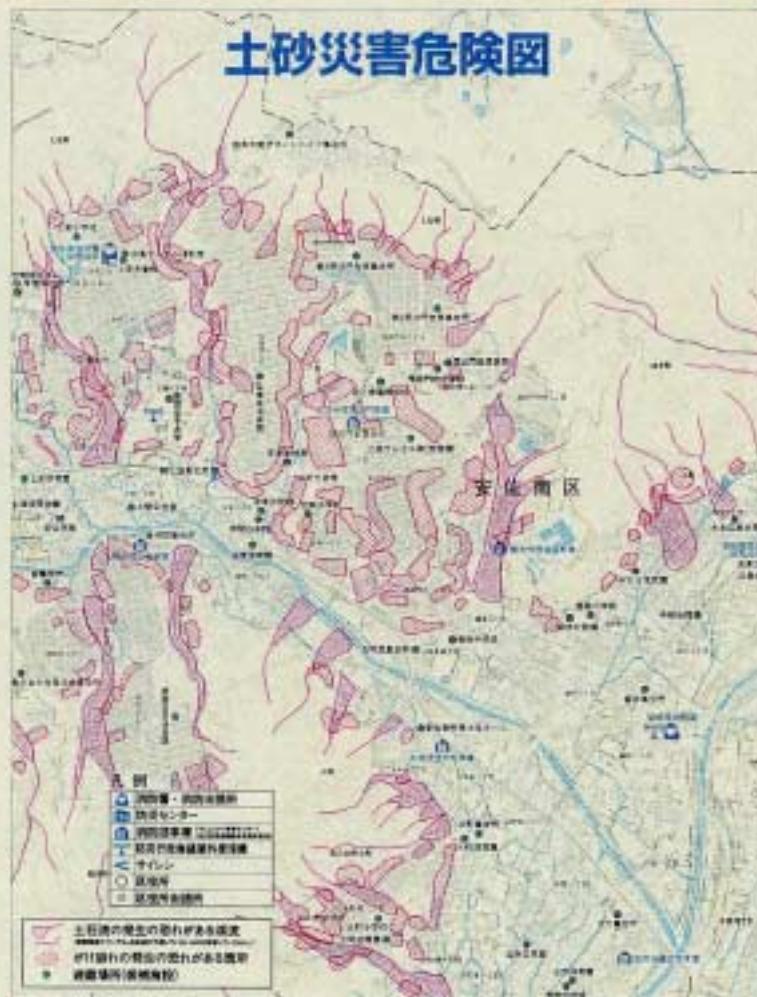
段階	状況	市の対応	市民の行動・避難する場所
段落1 警戒	(大雨通過) 河川堤防や土石流警戒が発表された場合	河川堤防や土石流の危険・出水の状況を監視する。	災害情報に記をつける。
段落2 警戒警報	(土砂災害) 豪雨による土砂災害が発表された場合	1 土砂災害の警戒に見る。 2 行政担当機関により、市民に注意に対する適切な警報を出す。	1 いつもと違うところが何か変に気をつけろ。 2 テレビ・ラジオ等をつか、音楽等十分活用する。 3 避難の準備をする。(使っていいものの整理、避難先の確認、備蓄品の確認など)
段落3 警報	(大雨警報) 1 河川警報の発表された場合 2 前段警報などの他の危険が想定された場合	1 河川警報の発表につき、市民に両者が警戒警報を発表されたことを知らせる。 2 住民から通報があった地域や危険地帯への注意を強調する。	1 テレビ・ラジオ等で、物品の搬送を受ける。 2 がけ車のや用地の氾濫など、日頃と異なったことがあったら、迅速移動して避難場所へ向かう。 3 あらかじめ決めていた危険地帯などに早めに自室避難する。
段落4 警報警戒	(避難勧告) 1 超警戒警報の発表された場合 2 河川警報によって危険であると判断した場合	1 河川警報に、避難勧告を発行する。 2 河川が氾濫している場合は、避難勧告を行ふことがある。	1 サイレン等が鳴こえたら、テレビ・ラジオ等をつけ、情報を確認する。 2 お手元に避難場所は自分で算しておいたり人に知らせてすぐに避難する。
段落5 警戒警報	(土砂災害) がけ車や土石流が発生した場合	がけ車が氾濫する場合は、消火器等が撒き出される。	1 速く行動するのではなくて自然であるため、どうあえず安全な場所へ避難する。 2 がけ車のカムフラージュ安全な場所へ移動する。 3 人命に対する最大限の努力をした場合は、110番をはじめ専門の手帳を求める。消防署又は消防署へ連絡する。

*1 古い暴雨による避難警戒は、実況天候警報によるものからの誤認の他、サイレンでも知らせる。また、テレビ・ラジオでも放送する。

*2 警報ができない場合は、「暴風警報」の間に上層、土木警報等で、「土砂災害」の間に下層、土木警報等で、どちらかでも適性がなくなる。

避難システムの流れ(土石災害の場合)

警戒基準の値・避難基準の値



浸水予想区域図

1. 神田川流域浸水予想区域図について

- (1) この図は、神田川流域の浸水予想区域と、想定される水深（最大水深）を示したものです。
- (2) 流域の範囲には、洪水の可能性について知つていただくことにより、「緊急時の水防・避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただくようお願いいたします。
- (3) この浸水予想区域図は、現時点での神田川流域の河川整備状況、洪水調査地図及び下水道の整備状況等を勘案して、平成12年9月に発生した東海豪雨の大潮が降ったことにより、神田川流域が浸水した場合に予測される洪水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。なお、流域下流部の一部は、ポンプ排水区域となっていますが、ポンプ排水能力を考慮していません。
- (4) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。

2. 基本事項等

- (1) 作成主体 東京都都市型水害対策検討会
- (2) 作成年月日 平成13年8月30日
- (3) 対象となる河川 茅川水系神田川（神田川、善福寺川、並正寺川、江古田川、日本橋川）
- (4) 対象とした暴雨 平成12年9月 東海豪雨
(総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm)

3. 図面の見方のポイント

- 一般的に河川沿いは低地であるため、浸水深が大きくなり注意が必要です。また、河川から離れていても、以下のような青・緑色の所も浸水深が大きくなるので注意してください。
- (1) 带状に色がついている区域は、昔、河川が流れていた場所（現在は、緑道等）で低地形です。
 - (2) 局所的に色がついている所は、昔、沼や池などがあった場所で低地形となっています。

